



宮 崎 県 公 報

平成28年4月14日(木曜日) 第 2785 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条
例施行規則の一部を改正する規則……………(蛸・鱺・鮫・鰯) 1

告 示

- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(薬剤防
除)……………(自然環境課) 4
- 農業振興地域の指定の一部変更……………(農村計画課) 4
- 海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定
日、申請期間、免許期間及び地元地区……………(水産政策課) 4
- 臨港地区内の分区の指定……………(港湾課) 5
- 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 5

公 告

○土地改良区の役員の就任の届出(2件)……………(農村整備課) 6

- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 6
- 土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(") 7
- 公共測量終了の通知……………(管理課) 7
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧(8件)……………(都市計画課) 7
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 8

公安委員会規則

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び
第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規
則の一部を改正する規則…………… 8

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について(2件)…………… 9

労働委員会告示

○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
履歴等の公示……………10

正 誤

○平成28年4月4日付け県公報(第2782号)中……………11

規 則

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第55号

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(昭和54年宮崎県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(知事への申出) 第2条 条例第6条の4の規定による申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (不当な取引行為)	(知事への申出) 第2条 条例第10条の規定による申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (不当な取引行為)
第3条 条例第21条の2第1項第1号に該当する行為として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(21) [略]	第3条 条例第14条第1項第1号に該当する行為として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(21) [略]
第4条 条例第21条の2第1項第2号に該当する行為として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(8) [略]	第4条 条例第14条第1項第2号に該当する行為として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(8) [略]
第5条 条例第21条の2第1項第3号に該当する行為として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略]	第5条 条例第14条第1項第3号に該当する行為として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略]
第6条 条例第21条の2第1項第4号に該当する行為として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(6) [略]	第6条 条例第14条第1項第4号に該当する行為として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(6) [略] <u>(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)</u>

(公表する事項)

第 7 条 条例第 26 条の 3 第 1 項の規則で定める事項は、勧告の内容とする。

2 条例第 26 条の 4 の規則で定める事項は、商品等の名称又は不当な取引行為の内容、事業者の氏名又は名称及び住所並びに事業者に対して行った指導等の内容とする。

(調停に付する旨の通知)

第 8 条 知事は、条例第 28 条の規定により宮崎県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）の調停に付する場合は、調停付託通知書（別記様式第 1 号）により当事者に通知するものとする。

(訴訟物の価額)

第 9 条 条例第 29 条第 3 号に規定する規則で定める額は、100 万円とする。

(貸付けの対象となる費用)

第 10 条 条例第 29 条の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる費用は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

第 11 条～第 17 条 [略]

(貸付金の増額)

第 18 条 知事は、借受者の貸付けを受けた額が第 11 条に規定する限度額に満たない場合において特別の理由により増額を必要とする場合には、当該限度額の範囲内において更に貸付金の貸付けを行うことができる。

2～4 [略]

(期限前返還)

第 19 条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の規定にかかわらず、いつでも貸付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1)～(3) [略]

第 20 条 [略]

(返還の免除)

第 21 条 条例第 30 条第 2 項の規定により貸付金の返還の免除を受けようとする者は、消費者訴訟費用返還免除申請書（別記様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(違約金)

第 22 条 借受者は、支払期日に返還金又は第 19 条の規定により返還期限前に返還すべき金額を支払わなかったときは、返還すべき額につき年 10.75 パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払わなければならない。

第 23 条 [略]

(委員会の開催)

第 24 条 委員会の会長は、次に掲げる場合に委員会の会議を招集するものとする。

- (1) 知事から条例第 28 条に規定する調停の付託があったとき。
- (2) 知事から第 16 条第 1 項の規定による諮問があったとき。
- (3) [略]

2 [略]

第 7 条 消費生活センターは、条例第 19 条各号に掲げる業務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(公表する事項)

第 8 条 条例第 27 条第 1 項の規則で定める事項は、勧告の内容とする。

2 条例第 28 条の規則で定める事項は、商品等の名称又は不当な取引行為の内容、事業者の氏名又は名称及び住所並びに事業者に対して行った指導等の内容とする。

(調停に付する旨の通知)

第 9 条 知事は、条例第 30 条の規定により宮崎県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）の調停に付する場合は、調停付託通知書（別記様式第 1 号）により当事者に通知するものとする。

(訴訟物の価額)

第 10 条 条例第 31 条第 3 号に規定する規則で定める額は、100 万円とする。

(貸付けの対象となる費用)

第 11 条 条例第 31 条の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる費用は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

第 12 条～第 18 条 [略]

(貸付金の増額)

第 19 条 知事は、借受者の貸付けを受けた額が第 12 条に規定する限度額に満たない場合において特別の理由により増額を必要とする場合には、当該限度額の範囲内において更に貸付金の貸付けを行うことができる。

2～4 [略]

(期限前返還)

第 20 条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 14 条の規定にかかわらず、いつでも貸付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1)～(3) [略]

第 21 条 [略]

(返還の免除)

第 22 条 条例第 32 条第 2 項の規定により貸付金の返還の免除を受けようとする者は、消費者訴訟費用返還免除申請書（別記様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(違約金)

第 23 条 借受者は、支払期日に返還金又は第 20 条の規定により返還期限前に返還すべき金額を支払わなかったときは、返還すべき額につき年 10.75 パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払わなければならない。

第 24 条 [略]

(委員会の開催)

第 25 条 委員会の会長は、次に掲げる場合に委員会の会議を招集するものとする。

- (1) 知事から条例第 30 条に規定する調停の付託があったとき。
- (2) 知事から第 17 条第 1 項の規定による諮問があったとき。
- (3) [略]

2 [略]

第25条 [略]

(身分証明書)

第26条 条例第26条の2第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(別記様式第14号)によるものとする。

別記

様式第1号(第8条関係)

[略]

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第28条の規定により、下記のとおり宮崎県消費者苦情処理委員会の調停に付することとしたので通知します。

[略]

様式第2号(第15条関係)

[略]

様式第3号(第15条関係)

[略]

様式第4号(第15条関係)

[略]

様式第5号(第16条関係)

[略]

様式第7号(第17条関係)

[略]

様式第8号(第18条関係)

[略]

様式第9号(第18条関係)

[略]

様式第10号(第20条関係)

[略]

様式第11号(第20条関係)

[略]

様式第12号(第21条関係)

[略]

様式第13号(第21条関係)

[略]

様式第14号(第26条関係)

(表面)

[略]

上記の者は、宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和54年宮崎県条例第8号)第26条の2第1項の規定により、立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。

[略]

(裏面)

[略]

(立入調査等)

第26条の2 知事は、第18条第2項、第21条の2第2項又は第26条第1項に規定する調査を行うときは、必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に当該関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

第26条 [略]

(身分証明書)

第27条 条例第26条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(別記様式第14号)によるものとする。

別記

様式第1号(第9条関係)

[略]

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第30条の規定により、下記のとおり宮崎県消費者苦情処理委員会の調停に付することとしたので通知します。

[略]

様式第2号(第16条関係)

[略]

様式第3号(第16条関係)

[略]

様式第4号(第16条関係)

[略]

様式第5号(第17条関係)

[略]

様式第7号(第18条関係)

[略]

様式第8号(第19条関係)

[略]

様式第9号(第19条関係)

[略]

様式第10号(第21条関係)

[略]

様式第11号(第21条関係)

[略]

様式第12号(第22条関係)

[略]

様式第13号(第22条関係)

[略]

様式第14号(第27条関係)

(表面)

[略]

上記の者は、宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和54年宮崎県条例第8号)第26条第1項の規定により、立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。

[略]

(裏面)

[略]

(立入調査等)

第26条 知事は、第11条第2項、第14条第2項又は前条第1項に規定する調査を行うときは、必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に当該関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 296号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成28年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成28年5月9日から平成28年7月1日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

- (1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
- (2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 297号

昭和48年宮崎県告示第 989号の3で指定した諸塚村の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県東臼杵農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成28年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 298号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第11条第1項の規定により、海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成28年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 免許予定日

平成28年8月1日

2 申請期間

平成28年5月1日から平成28年5月31日まで

3 免許期間

平成30年8月31日まで

4 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第20号	20号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	延岡市島浦町地先	次の基点第 104号、点ア、イ及び基点第 105号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 104号 延岡市島浦町上の鼻西端 ア 基点第 104号から 330度 300メートルの点 イ 基点第 105号から 0度 300メートルの点 基点第 105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 基点第 104号及び基点第 105号の位置は、次のとおり。 基点第 104号 延岡市島浦町上の鼻西端 〔日本測地系 北緯32度40分 0.236秒，東経 131度48分39.768秒 世界測地系 北緯32度40分12.523秒，東経 131度48分31.043秒〕 基点第 105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 〔日本測地系 北緯32度40分14.041秒，東経 131度49分11.975秒 世界測地系 北緯32度40分26.328秒，東経 131度49分 3.247秒〕	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 20号に係る上記以外の制限又は条件については、下記のとおり。 記 1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面	延岡市島浦町

								積が 900平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規模又は台数を変更することは差し支えない。 形状：方形 規格：15メートル×15メートル 台数：4台 2 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。
--	--	--	--	--	--	--	--	---

宮崎県告示第 299号

臨港地区内の分区の指定（昭和40年宮崎県告示第 172号）の一部を次のように改正する。
平成28年 4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>2 日南都市計画油津港臨港地区の分区</p> <p>(1) 商港区（別紙図面赤色の部分） 日南市字大節の一部、大字平野字大節の一部並びに油津 2 丁目、3 丁目及び 4 丁目の各一部</p> <p>(2) 保安港区（別紙図面黄色の部分） 日南市大字平野字大節の一部</p> <p>(3) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分） 日南市大字平野字大節の一部並びに春日町、材木町、園田 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目並びに瀬貝 3 丁目の各一部</p> <p>5 南郷都市計画外の浦臨港地区内の分区</p> <p>商港区（別紙図面茶色の部分） 南郷町大字中村字新開の一部、大字潟上字地浦および魚見の各字の一部、大字贅波字魚見の一部</p>	<p>2 日南都市計画臨港地区油津港臨港地区内の分区</p> <p>(1) 商港区（別紙図面赤色の部分） 日南市字大節の一部、大字平野字大節の一部並びに油津 2 丁目、3 丁目及び 4 丁目の各一部</p> <p>(2) 保安港区（別紙図面黄色の部分） 日南市大字平野字大節の一部</p> <p>(3) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分） 日南市大字平野字大節の一部並びに春日町、材木町、園田 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目並びに瀬貝 3 丁目の各一部</p> <p>5 南郷都市計画臨港地区外浦臨港地区内の分区</p> <p>(1) 商港区（別紙図面赤色の部分） 日南市南郷町中村字尾崎及び字空也ヶ迫の各一部、潟上字地浦及び字魚見の各一部並びに贅波字魚見の一部</p> <p>(2) 漁港区（別紙図面紫色の部分） 日南市南郷町中村字栄松及び字下栄松の各一部</p>

（「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 300号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。
平成28年 4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
延岡市西階 町 1 - 3717 - 1 延岡 農業協同組 合南方支店 内	延岡農業協 同組合	延岡市野田 1 - 4 - 5 延岡農業 協同組合南 方支店内	延岡農業協 同組合	平成28年 4月11日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城町土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成28年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	廣 池 修 二	都城市高城町石山2380番地 7

(任期：平成31年 4 月30日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、石山土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成28年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 三 郎	都城市高城町石山 283番地 5

(任期：平成31年 3 月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	榮 福 志摩雄	都城市大岩田町5690番地 9
理 事	椎 屋 孝 一	都城市今町7221番地 1
理 事	廣 畑 勝 美	都城市野々美谷町2225番地 1
理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地 2
理 事	永 井 民 雄	都城市梅北町2493番地の 3
理 事	栢 良 作	都城市梅北町 10592番地
理 事	山 下 博 三	都城市安久町4700番地 3
理 事	上之原 正 美	都城市乙房町1671番地13

理 事	前 畑 芳 秀	都城市関之尾町5201番地
理 事	中 村 春 雄	都城市山之口町花木1350番地
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地 2
理 事	小 園 敏	都城市高城町桜木1807番地 1
理 事	竹 下 正 秋	都城市高城町有水2976番地
理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397番地
理 事	藤 井 和 也	都城市山田町山田4231番地 2
理 事	戸 越 弘 美	都城市山田町山田8625番地
理 事	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地 1
理 事	中 津 教 芳	都城市高崎町大牟田1721番地 1
理 事	内 村 充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地
理 事	尾 崎 幸 男	北諸県郡三股町大字樺山1111番地 1
理 事	岩 崎 透	都城市姫城町 6 街区21号
理 事	西 村 尚 彦	北諸県郡三股町五本松 1 番地 1
監 事	穂之上 満	都城市下水流町 388番地
監 事	宮 田 廣 一	北諸県郡三股町大字長田1136番地
監 事	高 丸 幹 雄	都城市梅北町5046番地32

(任期：平成32年 3 月29日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	榮 福 志摩雄	都城市大岩田町5690番地 9
理 事	椎 屋 孝 一	都城市今町7221番地 1
理 事	上 池 利 男	都城市太郎坊町2059番地 1
理 事	廣 畑 勝 美	都城市野々美谷町2225番地 1
理 事	山 下 美智夫	都城市野々美谷町 465番地 3
理 事	永 井 民 雄	都城市梅北町2493番地の 3
理 事	栢 良 作	都城市梅北町 10592番地

理事	山下博三	都城市安久町4700番地3	<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成28年4月14日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市計画を定める者の名称 都城市 都市計画の種類及び名称 都城広域都市計画用途地域 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県都城土木事務所 <hr/> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成28年4月14日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市計画を定める者の名称 都城市 都市計画の種類及び名称 都城広域都市計画特別用途地区 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県都城土木事務所 <hr/> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成28年4月14日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市計画を定める者の名称 都城市 都市計画の種類及び名称 都城広域都市計画特定用途制限地域 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県都城土木事務所 <hr/> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成28年4月14日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市計画を定める者の名称 都城市 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画特別用途地区 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県都城土木事務所 <hr/> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用</p>
理事	上之原正美	都城市乙房町1671番地13	
理事	當瀬利盛	都城市山之口町山之口3636番地24	
理事	永吉将暉	都城市高城町有水2790番地	
理事	野元久男	都城市高城町穂満坊2995番地2	
理事	島田孝一	都城市山田町山田2397番地	
理事	藤井和也	都城市山田町山田4231番地2	
理事	戸越弘美	都城市山田町山田8625番地	
理事	平原義夫	都城市高崎町大牟田1842番地	
理事	関節男	都城市高崎町江平1780番地1	
理事	野口英治	北諸県郡三股町大字蓼池3581番地	
理事	石坂正行	北諸県郡三股町大字蓼池1291番地	
理事	池田宜永	都城市姫城町6街区21号	
理事	木佐貫辰生	北諸県郡三股町五本松1番地1	
監事	穂之上満	都城市下水流町388番地	
監事	宮田廣一	北諸県郡三股町大字長田1136番地	
監事	高丸幹雄	都城市梅北町5046番地32	
<p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南郷町土地改良区(日南市)から平成28年3月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。</p> <p>平成28年4月14日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、吾田土地改良区(日南市)から平成28年3月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。</p> <p>平成28年4月14日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <hr/> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2571号により公告した公共測量(出来形確認測量)が平成26年3月28日終了した旨、宮崎市長から通知があった。</p> <p>平成28年4月14日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>			

する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
高崎都市計画特定用途制限地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日南市
- 2 都市計画の種類及び名称
南郷都市計画用途地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日南土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称

日南市

- 2 都市計画の種類及び名称
南郷都市計画特別用途地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日南土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日南市
- 2 都市計画の種類及び名称
南郷都市計画臨港地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日南土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成28年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東白杵郡門川町大字門川尾末字上中須1207番15 外34筆	東白杵郡門川町南町5丁目55番地 金丸政治

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月14日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第13号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。</p> <p>2 法第12条の3の診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">診断の対象者</td> <td style="width: 50%;">医師</td> </tr> </table>	診断の対象者	医師	<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。</p> <p>2 法第12条の3の診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">診断の対象者</td> <td style="width: 50%;">医師</td> </tr> </table>	診断の対象者	医師
診断の対象者	医師				
診断の対象者	医師				

[略]

介護保険法第 8 条第 16 項に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの

[略]

3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 5 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成 28 年 4 月 14 日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	1 級	平成 28 年 7 月 9 日（土）午前 9 時 30 分から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に済ませること。

2 実施場所

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県警察本部

3 定員

15 人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
- 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成 28 年 5 月 30 日（月）から 6 月 10 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

- 検定申請書 1 通
- 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

[略]

介護保険法第 5 条の 2 に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの

[略]

3 [略]

ル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 貴重品運搬警備 2 級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（検定規則第 8 条第 1 号に規定する者）

カ 1 級検定受検資格認定書（検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- 受検票は、当日検定会場で交付する。
- 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時は雨合羽を持参すること。
- この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話 0985-31-0110）に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第 6 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施す

る。
平成28年4月14日
宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章
1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	2 級	平成28年7月15日 (金) 午前9時30分から午後5時までの間

- ※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。
- 2 実施場所
宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター
- 3 定員
15人 (受付先着順とする。)
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 5 検定申請手続
(1) 受付期間
平成28年6月6日 (月) から6月17日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで
(2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)
(3) 提出書類
ア 検定申請書 1通
イ 住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
エ 写真2枚 (申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 車両等の誘導に関すること。
エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所にお

- る負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(2) 実技試験の内容
ア 車両等の誘導に関すること。
イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
8 その他
(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。
(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令 (昭和21年勅令第478号) 第4条及び労働委員会規則 (昭和24年中央労働委員会規則第1号) 第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、経歴等を次のとおり公表する。

平成28年4月14日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成28年4月4日現在)

氏 名	関 歴 及 び 現 職	委 嘱 日
天 辰 晋一郎	県商工観光労働部雇用労働政策課長	平28.4.4
有 村 文 雄	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	平27.8.20
江 藤 修 一	県労働委員会事務局長	平27.4.6
江 藤 洋 行	県労働委員会使用者委員 吉原建設株式会社顧問	平27.8.20
大久保 貴 司	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	平27.8.20
大 森 一 仁	県労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販代表取締役社長	平27.8.20
奥 野 厚 子	県労働委員会事務局調整審査課長	平28.4.4
金 丸 憲 史	県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平27.8.20
工 藤 久 昭	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平27.8.20
倉 掛 正 志	県労働委員会使用者委員 一般社団法人宮崎県商工会議所連合会専務理事	平27.8.20

黒 木 忠 博	県労働委員会労働者委員 全宮崎交通労働組合連合会会長	平27.8.20
後 藤 厚 一	県労働委員会公益委員 元宮崎県総合博物館長	平27.8.20
坂 元 恵美子	県労働委員会使用者委員 社会福祉法人敬和会理事	平27.8.20
中 川 育 江	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会事務局長	平27.8.20
日 野 直 彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平27.8.20
山 口 弥 生	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平27.8.20
山 崎 真一朗	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平27.8.20
横 山 節 夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会顧問	平27.8.20
吉 田 寿 生	県労働委員会事務局調整審査課 課長補佐	平28.4.4

正 誤

平成28年4月4日付け県公報(第2782号)中

ページ	段	行	誤	正
2	左	24	宮崎県公安委員会公 告第6号	宮崎県公安委員会公 告第3号

--	--